

防犯カメラ設置補助における補助率の見直しについて

<現状>
○防犯カメラの設置は、犯罪の抑止、地域の防犯意識や安心感の醸成に大きな効果があり、本市が重点的に取り組むべき「安全・安心なまちづくり」に非常に有効な手段であるとされており、地域からの設置要望も根強い。

◆防犯カメラ設置補助率について

現 行

1 校区あたり 10 台まで・・・設置経費の 90%、上限 35 万円
11 台目以降及び取替・・・設置経費の 50%、上限 20 万円



改 正 案

11 台目以降：設置経費の 75%、上限 30 万円

【防犯カメラ設置補助制度の変遷】

H21	H26	H28
●設置補助制定 ・補助率：90% ・上限額：450,000 円/1 台 ・1 校区自治連合会対象 (設置累計 10 台まで交付可)	●補助上限額変更 ・上限額：1 台につき 350,000 円に	●11 台目以降、故障取替を対象に ・補助率：50% ・上限額：1 台につき 200,000 円

(見直しが必要な理由)

- ◎10 台の設置が終わった校区についても、その校区の治安情勢によっては、引き続き、防犯活動への支援が必要である。
- ◎「戦略的な防犯カメラの設置」を推進するためには、市による公設推進のみならず、地域による設置を合わせて行う必要があり、地域による設置をするためには、地域負担の軽減が必要となる。

◆予算要求額

堺区：7,550 千円 中区：8,950 千円 東区：4,350 千円 西区：9,000 千円
南区：6,200 千円 北区：6,650 千円 美原区：3,900 千円